

児童手当のお知らせ

●現況届の提出は原則不要となりました

児童手当受給者の所得状況を帳簿等で確認することにより、現況届の提出は原則不要となります。

※ただし、右の①～⑤に該当される方は引き続き現況届の提出が必要となりますので、必ず提出してください。

該当者には、湯浅町から通知します。

提出がない場合は、手当を受給することができなくなる場合があります。

- ①離婚協議中で配偶者と別居している受給者
- ②配偶者からの暴力により、住民票を湯浅町以外の市町村に置いたまま、湯浅町から児童手当を受給している受給者
- ③支給要件児童の戸籍や住民票がない受給者
- ④法人である未成年後見人
- ⑤その他、湯浅町からの提出の通知があった受給者

●所得額が基準額を超える世帯は、特例給付が受けられなくなります

令和4年6月1日施行の児童手当法の一部改正に伴い、児童を養育している方の所得が所得上限を超える場合は、児童手当は支給されません。

扶養親族等の数(カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人(前年度末に児童が生まれていない場合等)	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人(児童1人の場合等)	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人(児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人(児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人(児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円
5人(児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812万円	1,040万円	1,048万円	1,276万円

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています